

# 令和4年の労働関係法令の改正

## 改正労働基準法

(令和5年4月～)

### 中小企業の割増賃金率の引上げ

1か月間で60時間を超える時間外労働をさせた場合、中小企業でも法定割増賃金率が50%以上となります。

時間外労働	割増賃金
法定内	100%以上
法定外	125%以上
60時間超	150%以上
休日労働	135%以上
深夜労働	25%以上

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

## 改正事務所衛生基準規則

(令和4年12月～)

### 事務室における照度基準の引上げ

事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。

一般の事務作業(300ルクス以上)  
付随の事務作業(150ルクス以上)  
・個々の事務作業ごとに JISZ 9110 などの基準を参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf>

ご存知ですか？職場における労働衛生基準が変わりました

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000905329.pdf>

## 改正労働安全衛生法

(令和5年4月～)

### 新たな化学物質規制

- ① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置
- ② 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止(努力義務)
- ③ 化学物質化学物質にばく露を最小限度にする措置を衛生委員会の付議事項へ追加
- ④ がん等の遅発性疾病の把握強化(医師の意見と所轄都道府県労働局長に報告)
- ⑤ リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存
- ⑥ がん原性物質の作業記録の保存義務
- ⑦ 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大
- ⑧ SDS等による通知方法の柔軟化
- ⑨ SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新
- ⑩ 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
- ⑪ 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大
- ⑫ 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- ⑬ ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf>

## 改正事務所衛生基準規則

### 改正労働安全衛生規則

(令和4年4月～)

#### 独立個室型の便所の基準

・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。

・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。

・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf>

ご存知ですか？職場における労働衛生基準が変わりました

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000905329.pdf>

## 改正労働安全衛生規則

(令和6年4月～)

### 新たな化学物質規制 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

令和6年4月に追加234物質

令和7年4月追加予定約700物質

令和8年4月追加予定約850物質

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf>

## 改正電離放射線障害防止規則

(令和3年4月～)

### 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000807285.pdf>

## 改正石綿障害予防規則

(令和4年4月～)

■石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者(元請事業者)の義務になります!

<https://www.mhlw.go.jp/content/000853638.pdf>

# 令和4年の労働関係法令の改正

## 改正労働安全衛生法

(令和6年4月～)

### 新たな化学物質規制

- ① 濃度基準値設定物を濃度基準値以下に管理
- ② 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止(義務)
- ③ 化学物質の自律的な管理の実施状況を衛生委員会の付議事項へ追加
- ④ 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示
- ⑤ リスクアセスメント対象物に関する事業者の健康診断の実施・記録作成義務
- ⑥ 化学物質管理者の選任の義務化
- ⑦ 保護具着用管理責任者の選任の義務化
- ⑧ 雇い入れ時等教育の拡充
- ⑨ SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化
- ⑩ 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf>

## 改正労働安全衛生規則

(令和5年4月～)

一定の危険有害な作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方等同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても一定の保護措置が義務付けられました。

- 請負人だけが作業を行うときも、局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法が義務付けられている作業には、請負人に対しても作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業には、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所にいる労働者以外の人でも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人でも退避させること
- 化学物質の有害性等を見やすいように掲示する義務がある作業場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000930498.pdf>

## 改正労働安全衛生法施行令

(令和3年4月～)

溶接ヒューム・塩基性酸化マンガンが特定化学物質になりました。

■溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに係る業務について、新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び有害業務従事労働者に対する健康診断の実施が必要となります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf>

## 改正労働施策総合推進法

(令和4年4月～)

全ての事業主は、職場のパワーハラスメントを防止する雇用管理上の措置を講じることが義務になりました。

- ・事業主の方針等明確化および周知・啓発
- ・相談体制の整備
- ・事後の迅速かつ適切な対応

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000855268.pdf>

## 改正労働安全衛生規則

(令和4年10月～)

### 歯科検診結果報告の義務化

有害業務歯科検診結果報告がこれまで50人以上事業場に義務付けられていましたが、今般、全事業場に義務付けられました。

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄燐その他の歯及び支持組織に有害な物質を取り扱う事業場すべてが歯科検診結果を報告する必要があることになりました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000978579.pdf>

## 改正石綿障害予防規則

(令和5年10月～)

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制強化

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator>

## 改正女性活躍推進法

(令和4年4月～)

一般事業主行動計画の策定義務対象企業の拡大

女性の活躍を推進するための「一般事業主行動計画」の策定・届出義務が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から、101人以上の事業主に拡大されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000862422.pdf>

# 令和4年の労働関係法令の改正

## 改正女性活躍推進法

(令和4年7月～)

### 女性の活躍に関する情報公表項目の追加(男女賃金の差異)

労働者が301人以上の事業主に、女性の活躍に関する情報を公表する際は「男女賃金の差異」も公表することが義務付けられました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000962289.pdf>

## 改正育児・介護休業法

(令和4年4月～)

### 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃  
※無期雇用労働者と同様の取扱いになりました。

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikujiri01\\_12\\_27.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikujiri01_12_27.pdf)

## 改正次世代育成支援対策法

(令和4年4月～)

### 不妊治療と仕事の両立に関する認定制度(プラス認定)の創設

くるみん等の認定を受けた企業のうち、「不妊治療と仕事の両立」に取り組む企業が一定の基準を満たした場合は、「プラス」認定を受けることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/999zentai.pdf>

## 改正育児・介護休業法

(令和4年4月～)

### 育児休業取得促進のための枠組みを新たに追加

●育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

事業主は次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談窓口設置
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

●妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を義務付けました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

## 改正育児・介護休業法

(令和4年10月～)

### 柔軟に育児休業を取得することが可能になりました。

- ① 育児休業を分割して2回取得することが出来るようになりました。
- ② 上記①の育児休業制度とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な「出生時育児休業制度(産後パパ育休)」が創設されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

## 改正育児・介護休業法

(令和5年4月～)

### 育児休業の取得状況の公表

常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主は、育児休業取得状況を公表しなければなりません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000851662.pdf>

## 改正次世代育成支援対策法

(令和4年4月～)

### くるみん認定基準の改正、新たな認定制度「トライくるみん」の創設

●認定基準の改正内容

・「男性の育児休業等の取得率」  
くるみん

7%以上→10%以上

プラチナくるみん

15%以上→20%以上

・「女性の継続就業」

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合  
プラチナくるみん

15%以上→20%以上

●「トライくるみん」認定基準  
改正前の「くるみん」認定基準を満たすもの

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/999zentai.pdf>



# 令和4年の労働関係法令の改正

## 改正石川県最低賃金

(令和4年10月8日～)

石川県最低賃金は時間額861円から891円に30円引き上げられました。

[https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/17mw2021\\_A4\\_japan\\_ishikawa.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/17mw2021_A4_japan_ishikawa.pdf)

## 改正石川県内特定最低賃金

(令和4年12月31日～)

石川県百貨店、総合スーパー最低賃金が時間額890円から時間額915円へ25円引き上げられました。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/001313185.pdf>

## 職業安定法の改正

(令和4年10月～)

公開情報から収集(クローリング)した求人情報・求職者情報を提供するサービス事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

年に1度、提供している募集情報等の規模等の事業の概況を報告する必要があります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000983824.pdf>

## 改正石川県内特定最低賃金

(令和4年12月31日～)

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金が時間額946円から971円へ25円引き上げられました。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/001313185.pdf>

## 改正道路交通法施行規則

(令和4年4月～)

### アルコールチェックが厳格化

乗車定員が11人以上の自動車1台以上、その他の自動車5台以上を使用する事業所の安全運転管理者によるアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存が厳格化されます。

<https://www.npa.go.jp/bureau/traff/insyu/img/ankanleaflet.pdf>

### 安全運転管理者制度の概要

<https://www.npa.go.jp/bureau/traff/anzenuntenkanrisya/pdf/seido.0.pdf>

## 改正石川県内特定最低賃金

(令和4年12月31日～)

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金が時間額946円から971円へ25円引き上げられました。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/001313185.pdf>

## 職業安定法の改正

(令和4年10月～)

### 求人等に関する情報の的確な表示が義務化

求人等に関する情報すべての的確な表示が義務付けられます。虚偽の表示・誤解させる表示はしてはならず、求人情報を正確・最新の内容に保つ必要があります。

- (1) 求人情報
- (2) 求職者情報
- (3) 求人企業に関する情報
- (4) 自社に関する情報
- (5) 事業の実績に関する情報

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000983824.pdf>

## 職業安定法の改正

(令和4年10月～)

### 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000983824.pdf>

## 改正石川県内特定最低賃金

(令和4年12月31日～)

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金が時間額896円から時間額923円へ27円引き上げられました。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/001313185.pdf>

## 雇用保険法

(令和4年1月～)

### 「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されました。

雇用保険は、主たる事業所で「週の所定労働時間が20時間以上」かつ「31日以上雇用見込み」の場合に適用されるものですが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所での勤務について特定の要件を満たすことで雇用保険の被保険者となれる制度です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838542.pdf>